



令和5年5月24日 市民局市民自治推進部 市民自治推進課 電話 245-5661

「町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金」を新設します! ~町内自治会とNPO等が連携して行う地域活動のきっかけ作りを応援~

千葉市では、地域コミュニティの維持・強化を図るため、地域課題の解決や組織運営の円滑化を目指す町内自治会が、新たに他団体と連携して地域活動に取り組むことへのきっかけ作りとなるように本補助金制度を新設しましたので、お知らせします。

## 1 背景・趣旨

地域コミュニティの中心的な役割を担っている町内自治会は、加入率の低下や担い手不 足により活動継続が心配される状況にあります。将来にわたり、地域の実情に合ったまち づくりを進めるためには町内自治会活動の継続が必要ですが、単独で実施できないことは、 地域で活動する様々な団体と協力して継続することも検討していただきたいと考えてお り、本補助金を、町内自治会が他団体との連携を前向きに捉え、様々な団体と協力して課 題解決に取り組むことへの新たな動機付けとしたいと考えています。

## 2 制度概要 (詳細は募集要項参照)

(1)補助対象団体

千葉市内の町内自治会。ただし、以下のいずれかに該当する町内自治会は補助対象外 ア 既にその年度において交付申請した、または交付決定を受けた町内自治会

- イ 過去に本補助金の交付が確定し交付を受けた町内自治会
- ウ ア、イのいずれかに該当する町内自治会と本補助金に係る事業を共催した町内自治会
- (2) 補助対象事業

町内自治会がNPO等の他団体と連携して新たに取り組む事業のうち、次のいずれかに該当する事業

- ア 地域課題解決等、町内自治会が担う公共的、公益的な事業
- イ 運営の円滑化や活動の充実等、町内自治会の活動の継続につながる事業
- (3) 補助内容
  - ア 対象経費

報償費、旅費、委託料

※連携にあたり、連携相手となる団体に対して直接支払いが必要な費用

イ 補助率

10分の10

- ウ 上限額
- (ア)補助金額は、1団体につき10万円を限度とする。
- (イ) 2団体以上の町内自治会が共催し、そのうち1町内自治会が共催する他の町内自治会の同意の上、一括して本補助金を申請する場合は、共催する町内自治会の数に 10万円を乗じて得た額を限度とする。

## (4)連携団体の要件

- ア NPO (特定非営利活動法人、ボランティア団体など)
- イ 企業等(企業、業界団体など)
- ウ 公益法人(学校法人、財団法人、社会福祉法人など)
- エ その他市長が適当と認める団体

ただし、千葉市の外郭団体、千葉市が設置または事務局となる協議会等の組織および地縁団体(町内自治会、社会福祉協議会地区部会、スポーツ振興会、青少年育成委員会、各学校のPTA・保護者会等、構成員および活動範囲を特定の地域に限る団体)を除く。

## 3 申請期間・方法 (詳細は募集要項参照)

(1)申請受付期間

令和5年7月3日(月)~9月29日(金) ※先着6団体程度

(2) 申請方法・申請先

申請書類に必要事項を記入の上、以下の申請先まで持参、FAXもしくはメール してください。

<申請先>

千葉市中央区千葉港1番1号(市役所高層棟8階)

千葉市役所市民局市民自治推進部市民自治推進課

電 話 043-245-5664

FAX 043-245-5155

メール jichi. CIC@city. chiba. lg. jp

ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/jichikai-npo-renkei/hojyokin.html

